

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No. | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数・単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|------------------------------|--------------------------------------|--|------|------|
| 1 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 小中学校給食物価高騰対策支援事業 | <p>①給食費支給が高騰している状況下、給食費の改定を行ったが、その値上がり分について、保護者負担が増えないように支援を行っている。 ②高騰した分の食材購入費(教職員等を除く) ③賄材料費(①)+(2)=97,000千円 ④給食費改定分 27,200千円 <改定後価格>小学校 5,880人×4,600円×11月+2,685食×273円(1食単価)≈ 298,700,000円① 中学校 3,017人×5,200円×11月+1,748食×339円(1食単価)≈ 173,100,000円② <据置価格>(児童・生徒のみ据置価格) 小学校 周童 5,453人×4,300円×11月③、教職員 436人×4,600円×11月+2,685食×273円(1食単価)④ 合計③+④= 280,700,000円⑤ 中学校 生徒 2,786人×4,900円×11月⑥、教職員 231人×5,200円×11月+1,748食×339円(1食単価)⑦ 合計⑥+⑦= 163,900,000円⑧ 小学校 ⑤-⑥= 18,000,000円、中学校 ②-⑧= 9,200,000円 (2)さらなる高騰分69,800千円 積算(4月から2月分) 小学校 (執行見込)322,500千円-(当初)273,700千円=48,800千円、中学校 (執行見込)179,100千円-(当初)158,100千円=21,000千円 ④市内小中学校13校の児童生徒の保護者等(間接的な支援)</p> | R7.4 | R8.3 |
| 2 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 保育所等食料品価格高騰対策支援金 | <p>①給食費の高騰している状況下において、保護者負担を増やすことなく給食費の値上げ回避を行い、円滑な給食提供を行ない物価高騰等の影響を受けている保護者を支援するもの。 ②補助金(積算には教職員等は除いている) ③補助金 18,356千円 園児1人あたり月額補助単価 1,062円(年間12,744円)を基準額に設定し、1/2を県が補助、1/2を市が補助する。 認可保育所等(10施設)16,136千円、地域型保育事業所(19施設)2,220千円 ※吉身保育園とよしみ乳児保育園は公設民営施設のため、県補助対象外であることから市単独費で対応。 ④法人立31園・市内認可保育所等、地域型保育事業所に通う園児保護者(間接的な支援)</p> | R7.4 | R8.3 |
| 3 | ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 | 保育所等食料品価格高騰対策支援金(公立園) | <p>①給食費が高騰している状況下、米の値上がり分等について、保護者負担が増とならないように支援を行うことで、給食費の値上げを回避し物価高騰の影響を受けている保護者を支援する。 ②高騰した分の食材購入費(教職員等は除く) ③(米)令和6年度と令和7年度の単価を比較。上半期と下半期の使用量をもとに、年間使用額の差額を求める。 (令和6年度)上半期: 350円/kg 下半期: 418円/kg (令和7年度)上半期: 500円/kg 下半期: 700円/kg →上半期: (500-350)円×200kg+下半期: (700-418)円×4,720kg=2,111,040円 【牛乳】令和4年度と令和7年度の単価を比較。令和6年度の使用量をもとに、年間使用額の差額を求める。 (令和4年度)200ml: 42円/本 1L: 253円/本 (令和7年度)200ml: 64円/本 1L: 192円/本 →200ml (64-42)円×9,188本=2,021,536円 1L (253-192)円×6,211本=378,871円 →2,021,536円+378,871円=2,400,407円 【米+牛乳】2,111,040円+2,400,407=4,511,447円 (調整)≈4,063,000円 ④市内公立保育園・こども園(5園)</p> | R7.4 | R8.3 |
| 4 | ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 | 家庭用・中小企業等再エネ・省エネ設備導入促進補助事業(物価高騰臨時対応) | <p>①電気料金を含む物価高騰の影響を受ける市内の家庭および中小企業等において、再生可能エネルギーの導入促進、徹底した省エネルギー化の推進を図るため、太陽光発電システム、蓄電池システム、その他省エネルギー設備の導入を支援する。 ②補助金 ③65,000千円(R7当初40,000千円、R7補正15,000千円) ・太陽光 発電容量1kwあたり30千円、上限150千円 ・蓄電池 蓄電容量1kwhあたり35千円、上限280千円 ④省エネ設備 (家庭用)補助率1/5、上限200千円※設備ごとに別途上限あり(企業用)補助率1/2、上限500千円 ④(家庭用)市内在住の者で、所有する住宅に再エネ設備等を導入する者 (中小企業等)市内に事業所があり、事業所に再エネ設備等を導入する者</p> | R7.5 | R8.3 |
| 5 | ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 | 中小企業等デジタル化促進事業費補助金(物価高騰臨時対応) | <p>①物価高騰等の影響により多様化する社会環境や市場の変化に対し、市内中小企業等の新たな事業展開や経営基盤の確立等の事業活動に係るデジタル技術を活用した販路開拓や、事業の効率化につながる取組に対して補助を行う。 ②補助金 ③4,000千円(補助率1/2 上限200千円×20件) ④市内中小企業等</p> | R7.5 | R8.3 |
| 6 | ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 | 人材確保支援事業費補助金(物価高騰臨時対応) | <p>①物価高騰等の影響を受け厳しい状況にある市内企業等の経営基盤の強化につなげるため、正規および非正規雇用者の確保のために実施する事業に対し補助を行う。 ②補助金 ③4,000千円(補助率1/2 上限200千円×20件) ④市内企業等</p> | R7.5 | R8.3 |

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No. | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|--|-------------------------------|--|------|------|
| 7 | ⑨推奨事業メニュー 例よりも更に効果があると判断する地方 単独事業 | バス定期券補助事業(物価高騰臨時 対応) | ①物価高騰の影響を受ける学生の経済的負担の軽減のために、市内在住の学生が購入するバスの定期券の費用相当額を助成するもの。 ②委託料(市内在住の学生が購入するバス定期券の経費相当額を助成) ③定期券販売差額(本来の販売価格-実際の販売価格) 江戸交通 (4,800円×91月+4,080円×208月)=373千円 近江鉄道 (4,800円×320月+7,920円×1,325月)=12,030千円 ④市内の路線バス(近江鉄道、江戸交通)を利用する市内在住の学生および保護者(間接的な支援) | R7.4 | R8.3 |
| 8 | ⑨推奨事業メニュー 例よりも更に効果があると判断する地方 単独事業 | 市立図書館の物価高騰影響額の負 担 | ①多くの市民が利用する図書館は、日頃から感染症対策のため空調を常時稼働しており、また物価高騰による市民のエアコン控えへの対策であるクールシェア等の場の一つとしていることから、電気代の高騰分を補填するもの。 ②使用料 ③3,000千円(令和7年度決算見込み額と令和3年度決算額の差額) R3決算額 10,026千円 R7決算見込み額 13,127千円 ④図書館来庁者(間接的な支援) | R7.4 | R8.3 |
| 9 | ①エネルギー・食料 品価格等の物価高 騰に伴う低所得世帯 支援 | 生活困窮者物価高騰対策支援事業 | ①米をはじめとする食品価格の高騰や米の確保が困難な状況が生じていることから、守山市社会福祉協議会が設置運営する善徳銀行のスキームを活用し生活困窮者や子ども食堂等への食料支援を行う。 ②委託費 ③2,200千円(事業費1,980千円(ア)、事務費200千円(イ)) ア: 米の調達費 1.1千円/kg × 1,800kg=1,980千円 イ: 事務費: 220千円 ④市内ごども食堂(15か所)、生活困窮等支援が必要な方 | R7.7 | R8.3 |
| 10 | ⑤医療・介護・保育 施設、学校施設、公 衆浴場等に対する 物価高騰対策支援 | 障害福祉サービス事業者物価高騰対 策支援事業費交付金 | ①食料費の高騰分の一部を市が支援することにより、物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス事業所の安定的な運営を支援するもの。 ②高騰した分の食料費 ③食事を提供している障害福祉サービス事業者に対し、物価上昇率6.2%に年間の利用日数、補助率を乗じた額を単価とし、定員もしくは食事提供数を乗じた額を支給とする。 ※基準費用額: 1,445円×物価上昇率6.2%≈89円(朝食・昼食=59円、夕食=30円) ※基準費用額: 食事提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額 ④施設別算算 (7) 入所施設(3食提供) 89円×(日数365日×(補助率)1/2×(定員)90人×(市内施設)1)=1,461,825円 (4) 短期入所施設、グループホーム(朝食および夕食の2食提供) 60円×(日数292日×1×(補助率)1/2×(定員)125人×(市内施設)1)=1,095,000円 (ウ) 通所施設 11施設 29円×(日数264日×2×(補助率)1/2×(定員)210人×(市内施設)1)=803,880円 <日数の考え方> 入所施設は、1年(365日)を通して食事提供 ※1 短期入所、グループホームは2割(292日)を想定。※2 通所施設は、22日/月×12月(264日)を想定 (4) 入所施設(2施設) 短期入所施設、グループホーム(12施設) 通所施設(11施設) | R7.4 | R8.3 |
| 11 | ⑤医療・介護・保育 施設、学校施設、公 衆浴場等に対する 物価高騰対策支援 | 介護サービス事業者物価高騰対策支 援事業費交付金 | ①食料費の高騰分の一部を市が支援することにより物価高騰の影響を受けている介護保険事業所の安定的な運営を支援するもの。 ②高騰した分の食料費 ③食事を提供している介護サービス事業者に対し、物価上昇率6.2%に、年間の利用日数、補助率を乗じた額を単価とし、定員もしくは食事提供数を乗じた額を支給する。 ・入所・入居系施設(3食提供) 1,445円(基準費用額) × 6.2% (物価上昇率) = 89.50円≈89円 ※物価上昇率: 滋賀県統計課発出の消費者物価指数(R7.3月分 R7.4.18公表)の「食料」対前年度比 ※基準費用額: 食事提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額 ・通所系施設(1食提供) 1,445円(基準費用額) × 6.2% (物価上昇率) ÷ 3 ≈ 29円 ・積算 1. 入所施設 対象施設数(21施設) 89円 × 705人(合計定員) × 365日 × 1/2 = 11,450,962円 2. 通所施設 対象施設数(34施設) 29円 × 746人(合計定員) × 22日 × 12月 × 1/2 = 2,855,688円 ④入所・入居系施設 21事業所 通所系施設 34事業所 | R7.4 | R8.3 |
| 12 | ⑥農林水産業にお ける物価高騰対策 支援 | 水産業燃料高騰対策支援事業 | ①燃油の価格高騰により、水産業経営に影響を受けている漁業者の負担を軽減するため、燃料費の一部を助成する。 ②補助金 ③一律20千円×34人(2漁協分)=680千円 ④漁船登録のある船舶(船外機付)を有する漁業組合の組合員(守山漁協21人、滋賀びわ湖漁協玉津小津支所13人) | R7.4 | R8.3 |

令和7年度 第2回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

| No. | 推奨事業メニュー | 交付対象事業の名称 | 事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) | 事業始期 | 事業終期 |
|-----|-------------------------------------|--------------------------|---|------|------|
| 13 | ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 | 肥育牛導入等支援事業(物価高騰臨時対応) | ①肉用牛の飼料価格の高騰等により、肉牛の生産環境が厳しい経営状況となっていることから、近江牛等肉用牛の生産基盤を守るために市内畜産農家が導入する牛素の費用を一部補助する。 ②補助金 ③一律100千円×牛素35頭=3,500千円 ④市内畜産農家 | R7.4 | R8.3 |
| 14 | ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 | 収入保険加入推進事業費補助金(物価高騰臨時対応) | ①原油価格高騰による資材費の高騰等が続く中、販売価格の低迷や自然災害等による農業収入の減少に備えるため、市内農業者が農業保険(収入保険事業)に加入する際の保険料を一部助成する。 ②補助金 ③新規加入分300千円+継続加入分1,900千円=2,200千円 ※補助率:1/3 【新規加入者分】100千円/名 ×想定対象者3名=300千円 【継続加入者分】150千円※×1/3×37人=1,900千円 ※実績に基づく保険料(令和6年度加入者実績の平均値) ④市内農業者 | R7.4 | R8.3 |
| 15 | ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 | 農業用燃油高騰対策支援事業補助金 | ①燃油やガスの価格高騰により、農業経営に影響を受けている農業者の負担を軽減するため、燃料費の一部を助成する。 ②補助金 ③30,000千円(面積タイプ12,500千円+購入量タイプ7,500千円) ④(1)面積支援タイプ(各支援単価に作付面積を乗じて算出) 支援単価:水稲(乾燥有)1,000円/反、水稲(乾燥無)700円/反、麦、大豆、そば等500円/反、野菜1,000円/反 面積:R6実績(176,175ha)と同程度を想定。 (2)購入量支援タイプ(各支援単価に購入量を乗じて算出) 支援単価:軽油、灯油、A重油15円/L、LPガス21円/kg、LNG17円/m ³ 購入量:R6実績および個別ヒアリングにより算定(軽油等183,835L、LPガス30,616kg、LNG240,000m ³) ④3反以上または農産物販売価格が50万円以上の農家 | R7.4 | R8.3 |
| 16 | ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援 | デマンド乗合交通運行事業(物価高騰対応) | ①人件費や燃料価格の高騰等により、タクシー運行費用が上昇している(R7.9~タクシー運賃改定)なか、デマンド乗合交通の利用者負担(利用料金)についても利用料金の値上げが必要であるが、利用料金を維持することで、物価高騰の影響を受ける利用者の経済的な負担軽減を図る。 ②補助金(タクシーメーター料金+利用料金) ③運賃改定にかかる影響額 321,429円/月×7月=2,250,003円≈2,250,000円 ④市内の「モーリーカー」を利用する高齢者等 | R7.9 | R8.3 |
| 17 | ⑨推奨事業メニュー 例よりも更に効果があると判断する地方単独事業 | 上下水道事業会計繰り出金(物価高騰臨時対応) | ①電力価格等の高騰の影響を受けた地方公営企業(水道事業・下水道事業)に対し繰り出しを行い、負担軽減による水道事業の安定供給のための支援を行う。 ②繰り出金(水道事業分:1,700千円、下水道事業分200千円) ※物価高騰による、費用(電気代・材料代・薬品費等)の上昇分であり、公共施設への直接的な支援は無い。 ③(1)水道事業:動力費 ・水道地等(高圧契約)における燃料調整単価および再エネ賦課金の物価上昇分(R3単価とR7単価の差):0千円 ※今後燃料調整費等上昇が生じた際は計上予定 (2)下水道事業:物件費 ・メータ・購入に係る物価上昇分(R3単価とR7単価の差):266千円 ・水道地で使用している重油に係る物価上昇分(R3単価とR7単価の差):226千円 ・水道地で使用している液化石油ガスに係る物価上昇分(R3単価とR7単価の差):212千円 ・配水管等の修繕に使用している材料費に係る物価上昇分(R3単価とR7単価の差):996千円 (3)下水道事業:電気代 ・ポンプ場(高圧契約)における燃料調整単価および再エネ賦課金の物価上昇分(R3単価とR7単価の差):0千円 ※今後燃料調整費等上昇が生じた際は計上予定 (4)下水道事業:物件費 ・マンホール蓋購入に係る物価上昇分(R3単価とR7単価の差):200千円 ④上下水道事業者 | R7.4 | R8.3 |
| 18 | ⑨推奨事業メニュー 例よりも更に効果があると判断する地方単独事業 | 高齢者補聴器購入費助成事業(物価高騰臨時対応) | ①価格が高騰している補聴器の購入費用のうち、障害者の補装具費支給の対象とならない聴力機能の低下した高齢者を対象に補聴器購入費を助成することで物価高騰の影響を受けている高齢者の負担軽減を図る。 ②補助金 ③2,520千円(非課税世帯40,000円×31件、課税世帯20,000円×64件) ④65歳以上の高齢者で、両耳の65歳以上で、両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で、耳鼻咽喉科医師から補聴器の必要性が認められ、認定補聴器専門店で購入する人。 | R7.4 | R8.3 |